

前橋市高齢者支援配食サービス

平成 30 年 4 月 1 日

(1) 高齢者支援配食サービスの概要

		備考
対象者	①事業対象者 ②要支援認定者 ③要介護認定者	新規の認定申請中は不可
条件	65歳以上の高齢者で、次の1又は2に該当し、3、4の条件を満たす者 1 低栄養のリスクがある者 (BMI18.5未満かつ 6か月で2kg以上の体重減少あり) 2 買物や調理が困難で見守りが必要な者で、ひとり暮らし若しくは高齢者のみの世帯又は日中ひとりの者 3 介護保険料の滞納がない者 4 担当ケアマネジャー、地域包括支援センター職員又はランチ職員のケアマネジメントの結果、配食の必要性が認められた者	日中ひとりの者とは、お弁当を受け取る時間帯に同居家族が就労等の理由により不在で、本人のみしかいない場合をいう <u>買物や調理が困難で見守りが必要な者</u> とは、一人での外出が出来ないために日常の買物をすることが困難な者や、身体的に(技術的に出来ない者は除く)調理することが困難な者をいう 原則的に、配食は本人に手渡しとする(見守りの為)
回数・費用等	①1食500円(おかずのみの場合は450円)以上の食事に見守り配送料として200円を補助する ※介護保険料区分第1段階から第3段階に該当する方(生活保護受給者は除く)については1食300円補助 ②ケアマネジメントの結果、配食が必要と認められた曜日とする ※1日2食(昼食、夕食)かつ週7日を上限とする ただし事業者やボランティア配食の利用不可日等あり ③配食業者は市と委託契約をした事業者、又はボランティア配食(社会福祉協議会)から利用者が選ぶ ④普通食や療養食(減塩、カロリー制限、刻み、とろみなど)の選択が可能である	市の仕様の栄養量等を満たし、市に登録したメニューの食事とする ボランティア配食は事業者の指定あり ボランティア配食と事業者配食の併用は可能だが事業者はボランティア配食と同じ事業者とする ボランティア配食地域、回数など詳細は社会福祉協議会に要確認
申請・手続き	担当ケアマネジャー又は地域包括支援センター職員、ランチ職員、居宅介護支援事業者が配食事業者又は社会福祉協議会と調整後、配食サービス利用申請書、同意利用者基本情報(写)、同意ケアプラン(写)を市に提出・申請する	提出先は市役所2F35番窓口又は各支所(大胡・粕川・宮城・富士見)

市立高市香支所食セー

平成30年1月1日

(2) 包括職員、ランチ職員またはケアマネジャー(以下、担当者という)による基本的な手続き

ア 新規に利用する場合

① 担当者が配食サービスの必要性和対象要件を満たしているかを確認する

② 担当者が配食事業者又はボランティア配食(社会福祉協議会)へ、申請前に申込をする
→ 名前・住所・連絡先・緊急連絡先・配食内容・曜日・昼夕・配食利用開始日など
※ 配食事業者と緊急連絡先や緊急時の対応について確認しておく
※ 利用者の特徴など、配慮が必要な事柄がある場合には、配食事業者に知らせておく

③ 担当者が市に書類3点を提出・申請する【申請日】

- 1 配食サービス利用申請書
- 2 同意利用者基本情報(写)
- 3 同意ケアプラン(写)

※ 配食事業者に提出するケアプランを利用者に渡しておく

④ 市が申請書を受理し審査する
決定通知書を利用者へ郵送する

決定通知前からの利用が可能な業者に限り、申請日以降より配食サービスを利用できる
※ 不決定となった場合は自費

⑤ 利用者が配食サービス利用開始決定通知書を受け取る

※ 「配食サービスの適用期間」にケアプラン期間の終了日を記載
→ 認定の更新等でケアプランを再作成し配食を継続する場合は「ウ ケアプランを再作成して継続する場合」のとおり再度申請をする

⑥ 配食サービスの新規利用開始

※ 配食サービス開始決定通知書に登録番号が記載される

(イ)配食事業者を変更する場合(翌月からの変更※ひと月に利用できる業者は1 事業者に限る)

※ ②以降は、「ウ ケアプランを再作成して継続する場合」の③以降の手続きと同じ

①担当者が配食事業者又は社会福祉協議会に変更を依頼する
現在利用している配食事業者又は社会福祉協議会に利用をやめる旨を連絡する
新しく希望する配食事業者又は社会福祉協議会に申請前に申込をする
→名前・住所・連絡先・緊急連絡先・配食内容・曜日・昼夕・配食開始日など
※1日に2つ以上の事業者から配食されないよう切り替え日に注意する
配食事業者と緊急連絡先や緊急時の対応について確認しておく
利用者の特徴など、配慮が必要な事柄がある場合には、配食事業者に知らせておく

②担当者が市に書類2点を提出・申請する【申請日】
1 配食サービス利用申請書
2 同意ケアプラン(写)
※ 担当者は、配食事業者に提出するケアプランを利用者に渡す

③市が申請書を受理し審査する
決定通知書を利用者へ郵送する

決定通知前からの利用が可能な業者に限り、翌月1日以降より配食サービスを利用できる
※不決定となった場合は自費

④利用者が配食サービス利用開始決定通知書を受け取る
※「配食サービスの適用期間」にケアプラン期間の終了日を記載

⑤配食サービスの継続利用開始

※ 配食サービス開始決定通知書に登録番号が記載される